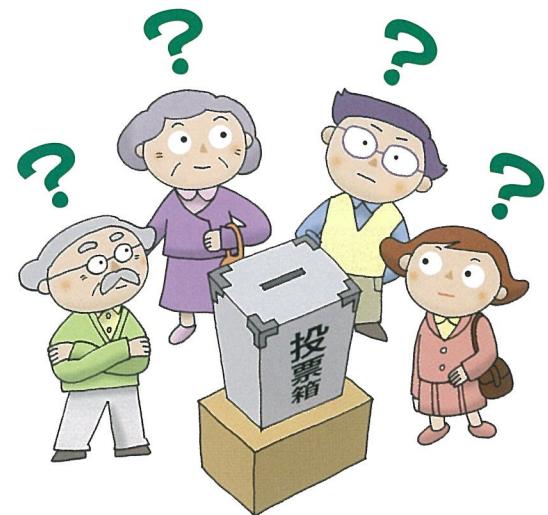


「憲法改正国民投票」 って何だろう？

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続が「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」に定められています。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月18日に公布、平成22年5月18日から施行されていますが、その一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布・施行されました。この改正により投票日が施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にある国民投票においては、投票権年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。



○国民投票の主な流れは？

①憲法改正の国民への提案

国會議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

②国民の承認

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。

※憲法を改正するところが複数ある場合、憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることになります。

○誰が投票できるの？

国民投票の投票権は、投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上の日本国民が有することとされていますが、投票日が平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上の日本国民が投票権を有することになります。



海外にお住まいの方も、国政選挙と同様、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」が可能です。

これらの投票を行うためには、在外投票人名簿への登録が必要になりますが、登録基準日（国民投票期日の50日前）において、在外選挙人名簿に登録されている方は、特段の手続なく在外投票人名簿に登録され、所持する在外選挙人証を提示することで投票できます。

※登録基準日に在外選挙人名簿に登録されていない方は、国民投票期日の告示日以降一定期間内にお住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口において、在外投票人名簿への登録申請をしていただく必要があります。



憲法改正国民投票の流れ



国会



広報周知
国民投票運動



投票



開票

国民投票の効果

憲法改正が国民に
承認されるのは
賛成投票の数が投票総数※の
2分の1

を超えた場合

憲法改正の公布の手続き
内閣総理大臣は、直ちに憲法
改正の公布のための手続きを
とります。

投票結果は、官報で告示
されます

総務省 国民投票

検索

憲法改正原案の発議

衆議院議員100名以上の賛成
参議院議員 50名以上の賛成

衆参両議院にて 憲法改正原案可決

先議の議院

原案の提出を受け、
憲法審査会での審
査を経て、本会議に
可決を経て、後議の
議院へ送付します。

1 憲法審査会 Qの審査

※両議院憲法審査
会の合同審査も
可能です。
憲法改正原案
等を審査する
常設機関

2 本会議での可決 Qの可決

※衆議院及び参議
院本会議にて総
議員の3分の2
以上の賛成で可
決。

憲法改正の発議 Qの発議

● 国民に憲法改正案の
提案がされる
※ 内容において関連す
る事項ごとに区分し
て発議されます。

国民投票期日 の決定

● 憲法改正の発議後
から180日以内
※ 具体的な期日は、国
会にて議決されます。



国民投票運動

憲法改正案賛成・反対

総務大臣、中央選挙管理会、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会 国民投票の方法や国民投票運動の規制、そのほか国民投票の手続きに関する必要な事項を国民に周知します。

憲法改正案の内容や賛成意見及び反対意見などを掲載した国民投票公報の原稿や、投票記載所に掲示する憲法改正案要旨を作成するほか、テレビやラジオ、新聞などで憲法改正案等の広報を行います。

国民投票広報協議会の設置

各議院の議員から委員を10人ずつ選任

投票

投票は、憲法改正案ごとに一人一票となります。投票用紙に記載された賛成又は反対の文字を○の記号で囲み、投票所の投票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期日前投票（投票期日前14日から）や不在者投票、在外投票などが認められています。

投票用紙

裏

表

日本国憲法改正国民投票 選挙管理委員会 印

折目

記載欄	記載欄
反対	賛成

憲法改正の公布の手続き

※賛成投票数と反対投票数の合計数

2分の1を超えた場合

憲法改正が国民に承認されるのは賛成投票の数が投票総数※の2分の1を超えた場合

投票結果は、官報で告示されます

内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

憲法改正の公布の手続き 内閣総理大臣は、直ちに憲法改正の公布のための手続きをとります。

詳しくは

総務省ホームページ

をご覧下さい。

総務省 国民投票